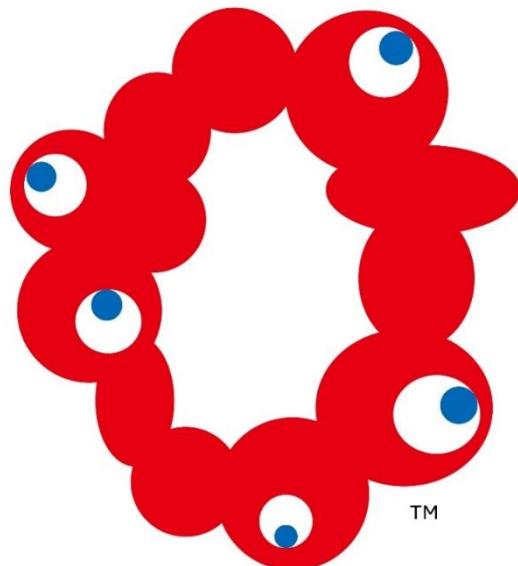


データ利活用ガイドライン

(民間パビリオン・団体、その他出展者用)



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

2023年9月

用語の定義	5
--------------	----------

改定履歴	6
-------------	----------

<方針編>

1. はじめに	8
----------------	----------

1 - 1. データ利活用ガイドライン設置の背景・理念	8
1 - 2. 本ガイドラインの位置づけと構成	9
1 - 3. 関連法規とガイドライン策定の前提	10

2. データ利活用原則	12
--------------------	-----------

2 - 1. Transparency & Privacy Principle	12
2 - 2. Resilience & Security Principle	13
2 - 3. User Controllability & Accountability Principle	14
2 - 4. Sustainability, Equity, & Inclusivity Principle	15
2 - 5. Together for Co-Creation Principle	16

<規程編>

1. 総則	18
--------------	-----------

1 - 1. 目的及びデータ連携基盤の位置づけ	18
1 - 2. 適用範囲	18
1 - 3. 規程の遵守	19
1 - 4. 関係法令の遵守	19
1 - 5. 免責	19
1 - 6. 規程等の見直し	20

2. 関係者、データ利活用参加者等における体制	21
--------------------------------	-----------

2 - 1. 組織内の体制	21
2 - 2. 個人情報の取扱いに関する監督機関の報告	22

3. データ分類基準	23
-------------------	-----------

3 - 1. 本博覧会で利活用するデータの分類	23
-------------------------	----

4. データ連携基盤利用データ流通とデータカタログ整備基準	25
4-1. データ連携基盤利用データ流通の基準	25
4-2. データカタログ	25
5. データ利活用におけるガバナンスについての基準	28
5-1. VPIA	28
5-2. 来場者等の本人からの請求	29
5-3. 代理人からの請求	30
5-4. 自己点検	31
6. データ取得基準	33
6-1. データの取得に関する事前報告	33
6-2. データ取得に関するオプトイン取得の基準	34
6-3. データの取得に関する制約事項	35
6-4. 準データ利活用参加者からのデータ取得	36
6-5. データの取得に関する記録	37
7. 保有データ管理基準	38
7-1. 保有データの管理	38
7-2. 保有するデータのアクセス制御	38
8. データ利活用基準	40
8-1. データの利活用	40
8-2. データ提供に関するオプトイン取得の基準	40
8-3. データの提供に関する制約事項	42
8-4. 準データ利活用参加者への提供	42
8-5. データの提供に関する記録	43
8-6. 保有データの公開	43
9. データ消去・廃棄基準	45
9-1. 自組織が保有するデータの消去・廃棄	45
9-2. データ消去・廃棄に関する記録	45
10. データ継承基準	46
10-1. データ継承	46

1 0 - 2 . データ継承に関するオプトイン取得の基準	46
1 1 . 規程違反及び個人データ漏えい等への対応	48
1 1 - 1 . 規程に反する行為の報告	48
1 1 - 2 . 利活用停止措置	48
1 1 - 3 . 個人データ漏えい等の報告.....	48
1 2 . 雜則.....	49
1 2 - 1 . 開催者又はデータ利活用統括責任者への報告の期限	49
1 2 - 2 . 開催者、データ利活用参加者間におけるトラブルの対応	49
お問い合わせ	50

用語の定義

用語	定義
開催者	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
本博覧会	2025 年日本国際博覧会
会期	2025 年日本国際博覧会における会期（2025 年 4 月 13 日～10 月 13 日）
本ガイドライン	データ利活用ガイドライン
データ利活用	来場者等へのサービスの充実や本博覧会運営サービスの高度化を実現するためには、開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者が自組織のデータを提供し、また、他のシステムのデータを利用すること。データ利活用は、データ提供とデータ利用から構成される。
データ利活用参加者	開催者との間で、参加契約及び協賛契約その他これらに類する契約を結んだ者であって、開催者の提供する各種環境を利用してサービスを提供する者（万博サービス提供者）のうち、データ利活用を行う旨の申請を開催者に提出し、開催者の承認を得た者。データ利活用参加者には、データ提供者とデータ利用者が含まれる。
データ連携基盤	開催者が、開催者、データ利活用参加者または準データ利活用参加者間のデータ流通のために用意する仕組み。
データ連携基盤利用データ流通	本博覧会において、開催者、データ利活用参加者または準データ利活用参加者間でデータ連携基盤を利用して行うデータの提供及び取得。
準データ利活用参加者	開催者又はデータ利活用参加者と個別に契約等を行い、開催者またはデータ利活用参加者との間でデータ利活用を行う旨の申請を開催者に提出し、開催者の承認を得た者。準データ利活用参加者には、データ提供者とデータ利用者が含まれる。
来場者等	本博覧会に来場する者、バーチャル万博に参加する者並びにウェブサイト又は各種アプリ等により開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者が提供するサービスを利用する者。
VPIA	Value & Privacy Impact Assessment の略称。 本博覧会で独自に定義したデータ利活用の価値とプライバシーへの影響を評価するプロセス
データ継承	当時のデータの利用期間の延長と利用目的の変更を併せて行い、主に、本博覧会会期後における社会還元、将来の学術、社会及び経済の発展に資することを目的とした、他事業（他の組織が行うものを含む。）のデータ二次利用。

改定履歴

版数	発行年月	内容	
1.0	2023/9	初版	※2025/12 用語修正

データ利活用ガイドライン

方針編

1. はじめに

1-1. データ利活用ガイドライン設置の背景・理念

1-1-1. 背景

社会に、ビジネスに、一人一人の暮らしに、ますますデータが大きな影響を与える時代が到来しています。一方で、その運用においては、最低限の法令に則った自己ルール、特定企業による独占、プライバシーの侵害につながる不安な状況も散見されているのも事実です。今後は、データが「安全に配慮された形で、適正に利活用される」という安心感を担保しながら、これまで以上に有用なデータが提供・利活用される環境を作ることが重要です。本博覧会では、これらの課題解決に向け、PLL（People's Living Lab）の精神に基づき、データに関わる人々がデータ利活用プロセスに参加できる実証実験の場を提供し、データの保護と利用が両立された価値共創により豊かな未来社会の実現を目指します。この実践に当たっては、データ利活用に対する共通な指標と統一的なルールを示すことが重要だと考え、新たに本ガイドラインを作成することにいたしました。

なお、本博覧会におけるデータ利活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、諮問機関として大阪・関西万博データ利活用有識者会議を設置しており、本ガイドラインを作成するに当たっても各分野の専門の方からアドバイスをいただいている。

<大阪・関西万博データ利活用有識者会議 委員一覧（敬称略・五十音順）>

- ・ 岸本 充生 大阪大学社会技術共創研究センター センター長・教授
- ・ 越塚 登 東京大学大学院情報学環 教授
- ・ 下條 真司 青森大学 ソフトウェア情報学部 教授／大阪大学 名誉教授
- ・ 高柳 大輔 IPA 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター長
- ・ 宮田 裕章 【座長】2025年大阪・関西万博 テーマプロデューサー
- ・ 山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- ・ 瓜生 和久 IPA 独立行政法人情報処理推進機構 統括参事（～2023年3月）
- ・ 山室 芳剛 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター長（～2023年6月）

1-1-2. 理念

こうした背景のもと、本博覧会では、サブテーマである Connecting Lives を掲げ、データを軸とした価値共創を具体化し推進していくための共通の指標として、本博覧会におけるデータ利活用に関する理念（ビジョン・ミッション・バリュー）を以下のように定めることとしました。

VISION : インクルーシブ＆サステナブルな共鳴社会の実現

データの保護と利用を両立することで価値共創を推進し、一人ひとりが輝き、多様性が共鳴する持続可能な社会を実現する。

MISSION : 信頼できるデータ利活用を通じた価値共創を体現する場の提供

世界の人や情報をつなげることで、暮らし・ビジネス・社会全体がより豊かになる未来の社会を提示し、それを実現する場を提供する。

VALUE : 透明性・安全性・主体性・多様性・共創性

誰もが安心できるデータ利活用のルールと、個人の意思を反映する新たな仕組みを整備することで、多様かつ多元的な価値の共有と新たな価値創造を促進する。

1-2. 本ガイドラインの位置づけと構成

1-2-1. 本ガイドラインの位置づけと構成

本ガイドラインは、上述の理念のもと、本博覧会における開催者、公式参加者、非公式参加者およびこれに準ずる者が、来場者等へのサービスの充実と本博覧会運営サービスの高度化を目的としたデータ利活用を進めるに当たって意識すべき共通のデータ取扱の指針を定めたもので、方針編と規程編から構成されます。

1-2-2. 方針編

本博覧会においてデータ利活用を進めるに当たって前提となるデータ利活用に関する理念とともに、信頼できるデータ利活用を通じた価値共創を行うための原則を記載します。

信頼できるデータ利活用を通じた価値共創に向けた 5 原則「T R U S T」

1. Transparency & Privacy
2. Resilience & Security

3. **User Controllability & Accountability**

4. **Sustainability, Equity, & Inclusivity**

5. **Together for Co-Creation**

各原則の詳細については、方針編第2章にそれぞれの目的と内容を示した上で、規程編での対応部分について説明します。

1-2-3. 規程編

実際に本博覧会でデータを利活用するために必要な具体的なルールや基準を記載します。

規程の詳細は、規程編に実際にデータを利活用する者のデータ利活用プロセスに沿って記載されます。

1-3. 関連法規とガイドライン策定の前提

本ガイドラインの策定においては、People's Living Lab（未来社会の実験場）のコンセプトに則り、多くのステークホルダーとの共創により進めることとしており、以下の観点での作成を前提としております。

（1）国内の関連法規・ガイドラインの遵守

- 個人情報の保護に関する法 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

（2）国際基準・プラットフォーム基準の参考

- 国連、OECDが定義する「基本的人権」や「プライバシー保護」の概念の踏襲
- GDPR（EU一般データ保護規則）など先端的な諸外国の取り組みの動向

（3）アカデミア観点の反映

- データ利活用有識者会議メンバーによるレビュー
- セキュリティ専門家メンバーによるレビュー

（4）持続可能性のあるビジネス合理性の担保

- 開催者関係者（協賛者含む）および法務担当によるレビュー
- 本博覧会参加者・非公式参加者との意見交換

（5）被利用者観点の反映

- ・ 本博覧会の来場者となり得る市民・団体による意見

2. データ利活用原則

信頼できるデータ利活用を通じた価値共創にむけた 5 原則「T R U S T」

2-1. Transparency & Privacy Principle

～アセスメントにより不当な差別や偏見につながるデータ利活用を防止し、透明性あるデータ利活用の追求～

2-1-1. 目的

データの収集から廃棄に至るまで、データのライフサイクル全体を通して、リスクを特定、評価、対処するための一連のプロセスを提供し、プライバシーに関する透明性を高めることで、本博覧会に来場する人々が安心してデータ利活用された先端的サービスを利用できるよう努めます。

2-1-2. 内容

本目的の達成に向けて、来場者の個人情報を取り扱うサービスのプライバシーに対するリスクを事前に評価する PIA（プライバシー影響評価： Privacy Impact Assessment）（以下、「PIA」という）の取組みを推進します。

来場者の個人情報を活用したサービス提供に当たっては、PIA の実施により以下を明らかにするよう努めます。

- ・ 個人情報の取り扱い：収集する個人情報、利用目的、情報の取り扱いの仕組み等
- ・ プライバシーリスクへの対策：想定されるリスクの洗い出し及びその対策

PIA の実施を通して、法令遵守やリスク軽減のための適切な対応を実施した「人々や社会にとって価値のあるサービス」を提供している旨を証明します。そして社会受容性を考慮して PIA の結果に対する評価の公表に努めます。

2-1-3. 規程での対応

本原則記載の内容については、規程編「5. データ利活用におけるガバナンスについての基準」に記載しております。

2 - 2 . Resilience & Security Principle

～情報セキュリティ基準に則った、データの管理・運用とデータ利活用に伴う責任ある体制構築～

2 - 2 - 1 . 目的

本博覧会における情報セキュリティとデータ利活用に関する責任を明確化し、サイバー攻撃への対策を施し、個人情報を含む重要な情報の流出などが発生しないよう、より高い情報セキュリティの確保に努めます。

2 - 2 - 2 . 内容

データ利活用に参加する各組織は、情報セキュリティ確保の重要性について共通の認識を持ち、情報セキュリティ基準に則ったセキュリティ対策と、データ利活用に伴う責任ある体制を構築し、データの適切な管理・運用を推進します。

- 統一の基準に基づいた情報セキュリティ対策

各組織は、開催者が定める情報セキュリティ基準に則った来場者の個人データや重要情報の管理・運用に努めるものとします。

- レジリエンスを意識した体制の構築

各組織は、情報セキュリティに関する責任者に加え、自組織のデータ利活用を指揮する責任者と、個人データの保護対策に関する監視や指導等を行う責任者を配置することにより、データの適切な利活用に努めるものとします。

また、不具合が発生した場合に備えて、開催者のデータ利活用統括責任者と各組織の責任者間の連絡体制を構築し、回復に向けた作業に早期に着手できるよう努めます。

2 - 2 - 3 . 規程での対応

本原則記載の内容については、主に規程編「2. 開催者、データ利活用参加者等における体制」、「7. 保有データ管理基準」、「9. データ消去・廃棄基準」に記載しております。

2 - 3 . User Controllability & Accountability Principle

～データ連携基盤によるデータの利活用や流通への個人の意思の反映と、ユーザーへの分かりやすく実効的な説明責任～

2 - 3 - 1 . 目的

本博覧会では、データ連携基盤を用意し、個人に係るデータについては、個人が主体的な意思で自身のデータ共有可否を選択できるようにします。サービス提供者は、当該データ連携基盤の利用とともに、統一的な運用ルールのもと、個人の選択に基づいた管理の変更を確実に行うのはもちろんのこと、データ利活用の内容や範囲を分かりやすく明示し、ユーザーに対する実効的な説明責任を果たすことで、信頼あるデータ流通の確保に努めます。

2 - 3 - 2 . 内容

本目的の達成に向けて、本博覧会で用意するデータ連携基盤で個人に係るデータを扱う場合においては、個人の意思により自身のデータ共有範囲を設定・削除などコントロール可能とするオプトイン（来場者本人の同意）管理機能の利用に努めユーザーの意思反映と負担軽減を実現します。

- ・ 来場者等の本人がサービス毎に任意のタイミングにおいて、自身のデータ共有可否について選択できるようにします。
- ・ 本人の選択時においては、サービス利用規約のほか、PIA 評価結果情報など個人の選択の上で参考となる分かりやすい情報の提供と、一元的に管理可能なユーザーインターフェースの提供に努めることとします。

2 - 3 - 3 . 規程での対応

本原則記載の内容については、規程編「4. データ連携基盤利用データ流通とデータカタログ整備基準」、「6. データ取得基準」、「8. データ利活用基準」、「10. データ継承基準」に記載しております。

2-4 . Sustainability, Equity, & Inclusivity Principle

～多様かつ多元的な価値を認識し、公平で将来的な価値を見据えたデータ利活用の追求～

2-4-1 . 目的

本博覧会では世界各国からリアル・バーチャル含め多くの方の参加が見込まれています。こうした多くの参加者の多様かつ多元的な価値観を認識し、公平でかつ、中長期な視座で人々にとって価値あるデータ利活用を推進し、データを活用しないリスクにも目を向けた上でベネフィットを明らかにしながら、ユーザー目線で価値評価する仕組みの確保に努めます。

2-4-2 . 内容

来場者の個人情報を取り扱うサービスのプライバシーに対するリスクを事前に評価するPIAに加え、データ利活用によるベネフィットにも射程を広げた、VPIAとして影響評価を推進します。追加実施する、Value Impact Assessment項目により、データ利活用のベネフィットを明らかにした上で、社会的受容性の確認や多くの方への認知獲得に努めます。

- 人々や社会の利益：提供するサービスのユーザー個人に対するメリットと社会に対するメリット
- 第三者による評価：よりユーザーに近い第三者視点での提供サービスに対する社会的受容性の確認
- 個人への情報提供：サービス利用にあたって、自身のデータ共有可否の判断の参考となる情報の提供

2-4-3 . 規程での対応

本原則記載の内容については、規程編「5. データ利活用におけるガバナンスについての基準」に記載しております。

2-5 . Together for Co-Creation Principle

～情報の相互利用により、新しい価値を社会に還元～

2-5-1 . 目的

本博覧会に来場する人々に対するサービスの充実に向けて、本博覧会で取得・発生した情報を相互に提供・活用することで新たな価値を共創、生まれた新しい価値を社会に還元していくことに努めます。

2-5-2 . 内容

本目的の達成に向けて、本博覧会では、本博覧会で提供されるサービスを通じて得ることができる来場者等に係るデータや環境データについては、データ連携基盤を通じて流通するよう努めます。さらに、流通されるデータをカタログ化することで、開催者と参加者間や参加者同士の共創を促進します。

- ・ データの公開と共有

開催者およびデータ利活用ガイドラインに賛同する者は、適切でないものを除き、極力データを公開もしくは本博覧会に参加する者同士でデータ流通可能な状態とするよう努め、新たなサービスの創出に向け共創の促進に努めます。

- ・ データカタログの整備

本博覧会でのデータ利活用に参加する者は、開催者が用意するデータ連携基盤、もしくはそれに準ずる方法でデータ流通が可能となるデータを開催者に報告します。開催者は、提供するサービスや、各データ利活用参加者から流通が予定される情報を整理し、互いに流通が可能となるデータや提供形式をデータカタログとしてまとめ、各データ利活用参加者が参照できる状態にします。データ利活用参加者はデータカタログを参照し、有用なデータ項目があれば利用申請をすることができます。

- ・ データ利活用に向けた相互運用性向上

データ利用側の横断的なデータ検索・発見を可能とするためには、データカタログを整備し、データ項目を共通化することが必要です。共通化が求められるデータ項目については、既に国際的に標準化されている語彙やデータカタログ等を踏まえ、整備するよう努めます。

2-5-3 . 規程での対応

本原則記載の内容については、規程編「4 . データ連携基盤利用データ流通とデータカタログ整備基準」に記載しております。

データ利活用ガイドライン

規程編

1. 総則

1-1. 目的及びデータ連携基盤の位置づけ

1-1-1. 規程の目的

本博覧会において未来のデータ社会の在り方を発信するに当たり、データ利活用ガイドライン方針編で掲げた方針を実行に移すための統一的なルールとしてデータ利活用ガイドライン規程編（以下、「本規程」という。）を制定する。

本規程では、各種サービスの連携やデータの共有による新たな価値の創造など、来場者の体験価値向上や本博覧会のサービス充実及び高度化を図るため、本博覧会の参加体験を通じて発生する様々なデータの開催者・参加者間での相互利用に関する統一的なルールを示すこととする。

1-1-2. 本博覧会でのデータ利活用におけるデータ連携基盤の位置付け

本博覧会においては、多くの共創を創出し、来場者等へのサービスの充実や本博覧会運営サービスの高度化を実現するため、本博覧会の参加体験を通じて発生する環境データや個人に関わるデータを含め、データの利活用を進める。

データ連携は開催者が用意するデータ流通の仕組み（データ連携基盤）を通じて行うことを前提とし、個人に関わるデータの流通についてはバリューやプライバシーに対するアセスメントを実施するなど、プライバシー保護や個人の選択に基づいたデータ利活用を実現し、開催者・参加者で統制の取れたデータ利活用の推進を図る。

1-2. 適用範囲

1-2-1. 対象とするデータ利活用の範囲

本規程が対象とするデータ利活用の範囲は、本博覧会における開催者及びデータ利活用参加者のデータ利活用並びに準データ利活用参加者と開催者又はデータ利活用参加者との間で授受する、来場者等へのサービスの充実や本博覧会運営サービスの高度化を実現するために必要なデータの利活用とする。

1-2-2. 組織の区分ごとの規程の適用範囲

本規程の適用については、次の組織の区分ごとに、それぞれ定めるとおりとする。

（1）開催者及びデータ利活用参加者

本規程が全て適用される。

（2）準データ利活用参加者

（4-2. データカタログ）以外の全ての規定が適用される。

1-3. 規程の遵守

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、本博覧会におけるデータ利活用の重要性について共通の認識を持ち、データの利活用に当たって本規程を遵守しなければならない。

なお、データを取得するに当たり、データ取得元から個別の取扱いを求められた場合、個別に取決めを定め、これを遵守しなければならない。

1-4. 関係法令の遵守

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、本博覧会において利活用するデータを保護するために、次に掲げる条約、法令及び規則等を遵守し、これに従わなければならない。

（1）国際博覧会に関する条約

（2）個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（3）不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）

（4）サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）

（5）著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（6）開催者が定める一般規則及び特別規則

（7）開催者が定める各種規程及びガイドライン

（8）外国の個人に対し、当人の個人情報を処理し、本博覧会でサービスや商品を提供する場合など、GDPR 等諸外国の個人情報の保護に関する法令が直接適用される場合は、その法律

1-5. 免責

開催者は、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者へデータ連携基盤を通じて流通させたデータについて、いかなる場合も一切の責任を負わない。また、データ提供元の組織は、データ提供先がデータを利活用した結果生じた不具合等について、データ提供元の組織に重大な瑕疵があると認められる場合を除き責任を負わない。

なお、開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、他の組織によるデータ利活用の妨げとならないよう、提供するデータの著作権、知的財産権等の取扱いを定めなければならない。

1 - 6 . 規程等の見直し

開催者は、本規程及び関係規程等について、法規制等に重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、改善を行う。

2. 関係者、データ利活用参加者等における体制

2-1. 組織内の体制

2-1-1. データ利活用統括責任者・データ利活用副統括責任者

データ利活用統括責任者は、本博覧会におけるデータ利活用全体を把握でき、開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者間の調整が行える役職にある職員のうち、開催者の事務総長によって指名される。

データ利活用副統括責任者は、データ利活用統括責任者の補佐が行える役職にある職員のうち、開催者の事務総長によって指名される。

2-1-2. データ利活用統括責任者・データ利活用副統括責任者の権限及び責任

データ利活用統括責任者の権限及び責任は次のとおりとする。なお、データ利活用副統括責任者の権限及び責任は、データ利活用統括責任者を補佐することとする。

- (1) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者間のデータ流通における立案、実施、管理に関する最終決定権限及び責任を有する。
- (2) 開催者、各データ利活用参加者及び各準データ利活用参加者の本規程の遵守状況を監視する権限及び責任を有する。
- (3) 本ガイドラインで定める内容を実行する手順等を定める下位文書を整備する権限及び責任を有する。

2-1-3. データ利活用責任者

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、自組織のデータ利活用に関する責任者（以下、「データ利活用責任者」という。）を指名する。

2-1-4. データ利活用責任者の権限及び責任

データ利活用責任者の権限及び責任は次のとおりとする。

- (1) 本規程を自組織に遵守させる権限及び責任を有する。
- (2) 本規程に基づき、自組織で提供する各種サービスのデータ利活用に関する計画を策定する責任及び策定した計画に基づいて自組織におけるデータ利活用を指揮する責任を有する。
- (3) 自組織におけるデータ利活用の目的、手段及びそれらの変更等の利活用内容についてデータ利活用統括責任者に説明する責任を有する。
- (4) データ漏洩、目的外利用の発覚等のインシデント発生時、データ利活用統括責任者へ報告する責任を有する。

2-1-5. データ利活用管理者

データ利活用責任者は、自身の権限及び責任の一部を委譲し、補佐するデータ利活用管理者を指名することができる。

2-1-6. データ利活用担当者

データ利活用責任者は、データ利活用管理者の下で自組織のデータ利活用を実施するデータ利活用担当者を指名することができる。

2-1-7. データ保護責任者（DPO）

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、それぞれの組織において個人情報を保護する責任者として、データ保護責任者（以下、「DPO」という。）を、（1-4. 関連法令の遵守）に定める法令並びにガイドライン、及び自組織の個人情報取扱規程又はこれに類する規程によって定める。

2-1-8. 兼務の禁止

やむを得ない場合を除き、各組織において、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務してはならない。

2-2. 個人情報の取扱いに関する監督機関の報告

各データ利活用責任者は、自組織における個人情報の取扱いを監督する機関の連絡窓口等をデータ利活用統括責任者へ報告しなければならない。

3. データ分類基準

3-1. 本博覧会で利活用するデータの分類

3-1-1. 来場者等の個人情報

来場者等の個人情報とは、生存する個人である来場者等に関する情報であって、個人を識別できる情報をいう。

なお、個人情報のデータ分類の定義及びその取扱いについては日本の個人情報保護法に準拠する。取り扱うデータ分類が不明な場合は、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインや Q & A を参照すること。開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、これに加え、自組織の各種方針等により独自にデータ分類及びその取扱いを追加できる。

3-1-2. 来場者等の仮名加工情報

来場者等の仮名加工情報とは、取得した来場者等の個人情報に対し、当該個人情報に含まれる記述等の一部削除や、個人識別符号の全部削除等の措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

なお、来場者等の仮名加工情報の定義及びその取扱いについては日本の個人情報保護法に準拠する。各データ利活用責任者は、取り扱うデータの分類が不明な場合、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインや Q & A を参照すること。

3-1-3. 来場者等の匿名加工情報

来場者等の匿名加工情報とは、取得した来場者等の個人情報に対し、当該個人情報に含まれる記述等の一部削除や、個人識別符号の全部削除等の措置を講じて、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

なお、来場者等の匿名加工情報の定義及びその取扱いについては日本の個人情報保護法に準拠する。各データ利活用責任者は、取り扱うデータの分類が不明な場合、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインや Q & A を参照すること。

3-1-4. 来場者等の個人関連情報

来場者等の個人関連情報とは、生存する個人である来場者等に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

なお、来場者等の個人関連情報の定義及びその取扱いについては日本の個人情報保護法に準拠する。各データ利活用責任者は、取り扱うデータの分類が不明な場合、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインや Q & A を参照すること。

3-1-5. 個人に関係しないデータ

個人に関係しないデータとは、来場者等の個人との対応関係が排斥されたデータをいう。なお、各データ利活用責任者は、取り扱うデータ分類が不明な場合、データ利活用統括責任者に判断を仰ぐ。

個人に関係しないデータの具体例は、次のとおりとする。ただし、これらの情報であっても容易照合性があり、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる場合は個人情報に該当するため留意すること。

（1）人流・混雑データ、エネルギー利用量、CO₂ 濃度、ゴミ排出量、サービス稼働状況 等

（2）各パビリオン・テナント情報、イベント情報 等

4. データ連携基盤利用データ流通とデータカタログ整備基準

4-1. データ連携基盤利用データ流通の基準

4-1-1. データ連携基盤で流通させるデータ

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、次に掲げるデータを、データ連携基盤により開催者及び他のデータ利活用参加者に提供するよう努めなければならない。データの流通に当たっては、開催者が用意した申請書を用いたデータ提供元とデータ提供先双方の同意を前提とし、日本国内の準拠法に従うことでデータ流通が可能となるようにデータを提供することとする。

なお、準データ利活用参加者に個別契約で取り決めた項目以外のデータ提供を求めるものではない。

- (1) データ連携基盤により取得したデータを用いて作成したデータ
- (2) 本博覧会において取得したデータ（データ連携基盤により取得したデータ以外のもの）

4-1-2. データ連携機能の利用

データ連携基盤利用データ流通は、開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者が各システムの API を対となるデータ連携基盤の API の仕様に合わせて用意することで実現することとする。

4-2. データカタログ

4-2-1. データ連携基盤に提供可能なデータの報告

各データ利活用責任者は、データ連携基盤により開催者及び他のデータ利活用参加者に提供可能なデータについて、その計画段階において、次に掲げる事項（以下「データ提供仕様」という。）をデータ利活用統括責任者に報告しなければならない。

- (1) データを取得したサービスの概要、目的
- (2) データの連携に必要な技術仕様（連携 API）
- (3) ファイル名、項目名、内容等の提供するデータの仕様
- (4) 提供するデータに適用される個別ルール（オープンデータの利用ルール等、データ提供に当たり適用する利用ルールを含む。）

(5) 個人情報の該当・非該当

(6) 個人情報に該当する場合、データ提供の同意取得方法

(7) その他開催者が必要と定める事項

4-2-2. 公開するデータの報告

各データ利活用責任者は、本博覧会で自組織が取得したデータ（データ連携基盤利用データ流通で取得したデータを除く。）を公開する場合、その計画段階において、次に掲げる事項等（以下「データ公開仕様」という。）をデータ利活用統括責任者へ報告しなければならない。

(1) データの公開方法（API 接続、ホームページ公開等）

(2) データの技術仕様

(3) ファイル名、項目名、内容等の提供するデータの仕様

(4) 公開するデータに適用される個別ルール（利用ルールを含む。）

(5) データの公開頻度

(6) その他開催者が必要と定める事項

4-2-3. データカタログの整備

データ利活用統括責任者は、本博覧会における来場者等へのサービスの高度化を目的としたデータ利活用促進のため、開催者のデータ提供仕様及びデータ公開仕様並びにデータ利活用参加者から報告されたデータ提供仕様及びデータ公開仕様を整理し、データカタログとしてまとめて開催者及び各データ利活用参加者に提示する。

4-2-4. データカタログに記載されたデータの利用手順

開催者及び各データ利活用参加者がデータカタログに記載されているデータを利用する手順については、次のとおり定める。

(1) 計画

開催者及び各データ利活用参加者は、提示されたデータカタログを確認し、どのような条件で利活用できるデータなのかを確認した上で、連携 API の確認及び当該連携 API を利用するに当たっての仕様調整を行う。

(2) 申請

開催者及び各データ利活用参加者は、データカタログに記載されているデータの取得を申請するこ

とができる。申請に当たっては（4-2-1. データ連携基盤に提供可能なデータの報告）に定める事項をデータ利活用統括責任者に提出する。

（3）審査

データ利活用統括責任者は、開催者及び各データ利活用参加者の申請内容について審査、問題がなければ承認する。

（4）テストと運用

申請についてのデータ利活用統括責任者の承認後、開催者及び各データ利活用参加者は、データ連携基盤との API 結合テストを実施する。開催者及びデータ利活用参加者は、データ連携基盤との API 結合テスト完了後に、当該 API を使用してデータを取得し、サービス提供を開始する。

4-2-5. データ連携基盤によるデータ取得に関する申請手続き

各データ利活用責任者は、自組織が本博覧会で提供するサービスについて、データ連携基盤利用データ流通によりデータを取得する場合、その計画段階において、次に掲げる事項等を記載した書類を提出してデータ利活用統括責任者に申請しなければならない。

- （1）当該サービスの概要、目的
- （2）取得するデータの分類、名称
- （3）取得するデータの利用目的
- （4）取得するデータの保管・管理方法
- （5）データ提供元の組織情報
- （6）その他開催者が必要と定める事項

5. データ利活用におけるガバナンスについての基準

5-1. VPIA

5-1-1. VPIA

各データ利活用責任者は、自組織が予定しているデータ利活用において、プライバシー面へのリスクなどのマイナス面が最小限に抑えられ、利活用によって得られるメリットがそのデメリットを大きく上回ることを事前に分かりやすく示すことを目的に VPIA を実施しなければならない。VPIA の実施について、次のとおり定める。

なお、VPIA は可能な限りサービス企画段階で実施すること。VPIA の実施後、サービス内容に変更があった場合には、サービスリリース前に最終版として更新を行うこと。

- (1) 各データ利活用責任者は、自組織において取り扱うデータの性質、範囲、目的及び適用される日本国内外の各種法令・規則等を考慮した上で、開催者が用意した VPIA 報告書の雛形を用いて VPIA を実施する。なお、自組織の個人情報保護規程又はこれに類する規程等の関連規程に従い、独自に制定したアセスメントの実施を妨げるものではない。
- (2) 各データ利活用責任者は、VPIA を実施した場合、その結果を踏まえ、認識したリスクについて、自組織の各種規定に従い、リスク対応を検討する。
- (3) 各データ利活用責任者は、リスク対応の検討結果を踏まえ、課題及び問題点について、所管する自組織の関係部署に対し、期限を定めて当該事項への対処を指示する。
- (4) 各データ利活用責任者は、当該課題及び問題点について、他のデータ利活用参加者との横断的な確認が必要と判断した場合、データ利活用統括責任者へ報告する。それを受け、データ利活用統括責任者は、当該他のデータ利活用責任者に対し、確認を指示する。
- (5) 開催者は、VPIA の具体的な実施手順等について、VPIA 実施の手引きにて提示する。

5-1-2. VPIA 結果の報告

VPIA 実施後の対応について、次のとおり定める。

- (1) 各データ利活用責任者は、VPIA の実施結果を取りまとめ、自組織の規程等で定められた者及びデータ利活用統括責任者に報告する。
- (2) データ利活用統括責任者は、各データ利活用責任者から提出された報告内容について、必要に応じて説明を求めることができる。

- (3) 各データ利活用責任者は、データ利活用の内容が、VPIA 実施時の事前の想定から大きく変更された場合には速やかに改めて VPIA を実施し、報告書を改訂してデータ利活用統括責任者に再提出する。

5-1-3. VPIA 結果の第三者評価

VPIA 結果の照会及び評価結果の公開について、次のとおり定める。

- (1) データ利活用統括責任者は、各データ利活用責任者から報告された VPIA の結果について、先進的な技術活用を含め、プライバシーの問題を含む可能性がある場合、実際にサービスの受益者となる人々等からの意見を求めるため開催者があらかじめ選任した第三者（以下「第三者委員」という。）へ照会し、評価を求ることとする。
- (2) 第三者委員は、報告された VPIA 結果の内容を確認し、サービス受益者である来場者等の視点に立ってその内容を評価する。評価項目については、VPIA 実施の手引きにて提示する。
- (3) 開催者は、VPIA 結果並びに VPIA に対する第三者による評価結果の公開方法、及び公開範囲について、VPIA 実施の手引きにて提示する。

5-1-4. 第三者評価への対応

第三者評価への対応について、次のとおり定める。

- (1) データ利活用責任者は、第三者評価の内容を確認し、意見や指摘事項への対応の必要性を判断する。対応が必要と判断した場合、自組織の各種規程に従い、リスク対応や各種ドキュメントの修正を実施後、VPIA 報告書を改訂し、データ利活用統括責任者へ再提出する。
- (2) データ利活用統括責任者は、第三者委員からの意見や指摘について確認し、対応が必要と判断した場合、(1) の改訂した VPIA の再提出を待たず、当該意見・指摘を受けたデータ利活用に係るデータ利活用責任者へ対応を指示することができる。

5-2. 来場者等の本人からの請求

5-2-1. 開示請求

各データ利活用責任者は、自組織が利活用する来場者等の個人情報について、来場者等の本人からの開示請求に対応する体制を構築すること。

なお、請求に対する対応については、日本の個人情報保護法に準拠する。対応方法が不明な場合は、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインや Q & A を参照すること。

5-2-2. 訂正請求

各データ利活用責任者は、自組織が利活用する来場者等の個人情報について、来場者等の本人からの訂正請求に対応する体制を構築すること。

なお、請求に対する対応については、日本の個人情報保護法に準拠する。対応方法が不明な場合は、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインやQ&Aを参照すること。

5-2-3. 停止請求

各データ利活用責任者は、自組織が利活用する来場者等の個人情報について、来場者等の本人からの停止請求に対応する体制を構築すること。

なお、請求に対する対応については、日本の個人情報保護法に準拠する。対応方法が不明な場合は、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインやQ&Aを参照すること。

5-2-4. 削除請求

各データ利活用責任者は、自組織が利活用する来場者等の個人情報について、来場者等の本人からの削除請求に対応する体制を構築すること。

なお、請求に対する対応については、日本の個人情報保護法に準拠する。対応方法が不明な場合は、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインやQ&Aを参照すること。上記に加え、当該データを第三者提供している場合、提供先に対し、来場者等の本人から削除請求が行われた旨を通知できるようにし、削除請求が行われた場合、速やかに通知を行う。

5-3. 代理人からの請求

各データ利活用責任者は、やむを得ない事情により来場者等の本人からの請求が出来ない場合に備え、代理人からの各種請求に対応する体制を構築すること。

なお、請求に対する対応については、日本の個人情報保護法に準拠する。対応方法が不明な場合は、個人情報保護委員会が発出している個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインやQ&Aを参照すること。

5-4. 自己点検

5-4-1. 自己点検

各データ利活用責任者は、自組織のデータ利活用について、正しい手順で実施しているか、利用規約で示した利活用内容と実体が一致しているか等、証跡を基に自己点検を実施する。

5-4-2. 自己点検の実施頻度

各データ利活用責任者は、自己点検を実施する頻度について、次に掲げる頻度から点検対象の特性に応じて決定する。

- (1) 日次
- (2) 週次
- (3) 隔週
- (4) 月次
- (5) 四半期
- (6) 半年
- (7) 年次

5-4-3. 自己点検結果の活用

各データ利活用責任者は、自己点検の結果に基づき、発見された不備・逸脱事項をリスクと認識し、自組織の各種規程に従い、リスク対応を実施する。

5-4-4. 自己点検結果の報告

各データ利活用責任者は、自己点検結果、リスク対応結果及び改善策を取りまとめ、自組織の規程等で定められた者に報告する。

なお、当該自己点検の結果、本博覧会の運営に危機的な影響を及ぼすおそれがあることが判明した場合（電気系・情報インフラへの重大な影響等）、データ利活用統括責任者に報告する。

5-4-5. 自己点検状況の確認

データ利活用統括責任者は、各データ利活用責任者に対し、データ利活用に係る自己点検が正しく

実施されているか定期的に又は必要に応じて確認することができる。

5-4-6. 自己点検に係る資料の保管

各データ利活用責任者は、自己点検の実施を通して記録した各種資料について、紛失等が発生しないように適正に保管し、データ利活用統括責任者の求めに応じて提示する。

6. データ取得基準

6-1. データの取得に関する事前報告

6-1-1. 来場者等の本人から取得する個人情報・個人関連情報の報告

各データ利活用責任者は、自組織が本博覧会で提供するサービスについて、新たに来場者等の本人から個人情報・個人関連情報の取得を行う場合、その計画段階において、次に掲げる事項等をデータ利活用統括責任者へ報告しなければならない。

- (1) 当該サービスの概要、目的
- (2) 取得するデータの分類、名称
- (3) 取得するデータの利用目的
- (4) 取得するデータの保管・管理方法
- (5) データ取得する媒体（アプリ、Web ページ、紙媒体等）
- (6) 取得した個人情報を加工して仮名加工情報・匿名加工情報を作成する場合その旨
- (7) その他開催者が必要と定める事項

6-1-2. 自組織が主体となり取得する個人に関係しないデータの報告

各データ利活用責任者は、自組織が本博覧会で提供するサービスについて、当該サービスのために自組織が主体となり個人に関係しないデータを取得する場合、その計画段階において、次に掲げる事項等をデータ利活用統括責任者へ報告しなければならない。

- (1) 当該サービスの概要、目的
- (2) 取得するデータの分類、名称
- (3) 取得するデータの主な利用目的
- (4) 取得するデータの保管・管理方法
- (5) データ取得する媒体（アプリ、Web ページ、紙媒体等）
- (6) その他開催者が必要と定める事項

6-2. データ取得に関するオプトイン取得の基準

6-2-1. データの取得に関するオプトインの取得

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、来場者等の個人情報を取得する場合、次に掲げる事項等を分かりやすく示した上で、サービスの単位で来場者等の本人同意を取得しなければならない。

- (1) 取得するデータの分類及び名称
- (2) 取得するデータの利用目的
- (3) 分析処理（プロファイリング）を行う場合、その目的並びにその対象及び分析結果の利用方法
- (4) 取得した来場者等の個人情報に加工を施して来場者等の仮名加工情報として利用する場合、取得した来場者等の個人情報に対して仮名加工を行う旨
- (5) 取得するデータの利用及び保管期間
- (6) データの提供元の組織情報
- (7) 来場者等がデータを提供することで受けることのできる利益並びにデータを提供しないことで受けることのできない利益及び受ける不利益
- (8) 自組織の行うデータ取得が法に基づく場合、該当する法令の名称
- (9) 自組織の個人情報取扱規程又はこれに類する規程等、詳細情報へのリンク
- (10) 自組織の名称、連絡窓口及び DPO 又はこれに準ずる立場にある者の連絡窓口
- (11) データの開示請求、訂正及び利用停止ができること、それらの方法等、データを提供する来場者等に認められる権利
- (12) 自組織が行うデータ利活用に関し、個人情報の取扱いに関する監督機関の連絡窓口
- (13) その他、開催者が指定する情報
(VPIA 結果など簡潔に示した情報、または詳細情報へのリンク)

6-2-2. 親権者の同意取得

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、自組織の提供するサービスに関し、16歳未満の子どもの来場者等の個人情報を取得しようとする場合、その子どもの親権上の責任者（以下、「親権者」という）から同意を得なければならない。

6-2-3. オプトインの追加

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、取得するデータ又はデータの提供先を追加することになった場合、当該取得するデータ又はデータの提供先の組織名を自組織の利用規約に追記することとする。また、利用規約の追記以降、初めて来場者等が自組織のサービスを利用するタイミングにおいて、利用規約の再提示を行い、追加の同意を取得しなければならない。

6-2-4. データ連携基盤のオプトイン管理機能の利用

データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、データ連携基盤により来場者等の個人情報を取得する場合、来場者個人が万博 ID をキーとして自己の個人情報の流通について管理できるよう、開催者が用意するオプトイン管理機能を利用するものとする。

6-3. データの取得に関する制約事項

6-3-1. データ連携基盤の利用

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、本博覧会で取得したデータを開催者又は他のデータ利活用参加者に提供する場合及び開催者又は他のデータ利活用参加者が本博覧会で取得したデータの提供を受ける場合は、データ連携基盤を利用しなければならない。

6-3-2. データ連携基盤及び情報インフラへの配慮

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、データ連携基盤を通じたデータ取得をする場合、不必要なデータの大量取得、高頻度でのデータ取得等、本博覧会の情報インフラへ重大な影響を及ぼすおそれのあるデータ取得を行ってはならない。

なお、データ連携基盤を通じたデータ流通が難しいが、来場者等にとって重要なサービスの提供のために必要と考えられる場合は、（6-3-1. データ連携基盤の利用）の規定にかかわらず、当該データ流通を行おうとする者の求めを受けて、データ利活用統括責任者は、開催者の最高情報責任者及び開催者の最高情報セキュリティ責任者等と協議の上、開催者が指定するセキュリティ対策が施されたシステム間での直接的なデータ連携を承認することができる。

6-3-3. 来場者等の個人情報の取得に関する制約

来場者等の個人情報の取得における制約事項について、次のとおり定める。

- (1) 来場者等の個人情報は、提供するサービスにおいて必要なデータのみを取得すること。
- (2) 来場者等の個人情報は、原則として当該データを取得するタイミングで来場者本人の同意を求

めなければならない。

6-3-4. 来場者等の匿名加工情報等の取得に関する制約

来場者等の匿名加工情報及び個人関連情報の取得における制約事項について、次のとおり定める。

- (1) 来場者等の匿名加工情報及び個人関連情報は、開催者との契約及び各種法令・制度等に反しない範囲でデータの取得を行わなければならない。
- (2) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、来場者等の匿名加工情報及び個人関連情報を取得する場合、一般的に広く周知できる手段（ホームページやアプリのお知らせ等）を利用し、次に掲げる事項等を周知しなければならない。
 - ① データの分類、名称
 - ② 自組織の名称、連絡窓口
 - ③ その他自組織が必要と定める事項

6-4. 準データ利活用参加者からのデータ取得

6-4-1. 個別契約事項の取り決め

開催者及びデータ利活用参加者は、準データ利活用参加者から来場者等へのサービスの充実や本博覧会運営サービスの高度化を実現するために必要なデータを取得する場合は、データの取得に当たり、当該準データ利活用参加者との間で必要な事項を取り決め、データ取得に係る個別の契約を締結する。

6-4-2. データ取得の制約

準データ利活用参加者からのデータ取得については、(6-3. データ取得に関する制約事項)に定めるもののほか、制約事項を次のとおり定める。

- (1) 開催者又はデータ利活用参加者は、準データ利活用参加者と取り決めた契約事項に従い、データの取得を行う。
- (2) 開催者又はデータ利活用参加者は、本博覧会のサービス充実及び高度化を目的とし、開催者との契約及び各種法令・制度等に反しない範囲でデータの取得を行う。

6-4-3. データ取得後の取扱い

開催者又はデータ利活用参加者は、準データ利活用参加者から取得したデータについて、(3. データ分類基準)に定める分類に基づき分類し、当該準データ利活用参加者と取り決めた契約の範囲

内においてデータ利活用する。

なお、当該データについては、（4-2. データカタログ）に規定するデータカタログへの記載を求めるものではない。

6-5. データの取得に関する記録

各データ利活用責任者は、来場者等のデータを取得した場合、次に掲げる事項等を証跡として記録し、データ利活用統括責任者の求めに応じて当該記録を提示できるようにする。

- （1）取得したデータの分類及び名称
- （2）オプトインの取得時に提示し、同意を得ている利用目的及び利用・保管期間（来場者等の個人情報の場合）
- （3）データを取得した日時
- （4）データの提供元情報
- （5）万博 ID 等の取得した個人を特定できる情報（来場者等の個人情報の場合）
- （6）その他自組織が必要と定める事項

7. 保有データ管理基準

7-1. 保有データの管理

7-1-1. 来場者等の個人情報の管理

保有する来場者等の個人情報の管理について、次のとおり定める。

- (1) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、データ連携基盤利用データ流通を前提として保有する来場者等の個人情報について、万博 ID 又は開催者が指定する ID と紐づけできるように管理する。
- (2) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、保有する来場者等の個人情報について、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い、個人情報として管理する。

7-1-2. 来場者等の仮名加工情報の管理

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、保有する来場者等の仮名加工情報について、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い、自組織における内部データとして管理する。

7-1-3. 来場者等の匿名加工情報等の管理

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、保有する来場者等の匿名加工情報、個人関連情報、個人に関するデータについて、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い管理する。

7-2. 保有するデータのアクセス制御

7-2-1. 来場者等の個人情報のアクセス制御

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、保有する来場者等の個人情報について、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い、必要な者のみがアクセスできるようアクセス権限を

限定し、アクセス記録等の証跡を残す対策を施す。

7-2-2. 来場者等の仮名加工情報のアクセス制御

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、保有する来場者等の仮名加工情報について、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い、必要な者のみがアクセスできるようアクセス権限を限定し、アクセス記録等の証跡を残す対策を施す。また、来場者等の仮名加工情報と他のデータを容易に照合できないようアクセス制御等の対策を施す。

7-2-3. 来場者等の匿名加工情報等のアクセス制御

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、保有する来場者等の匿名加工情報、個人関連情報、個人に関するデータについて、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い、必要なアクセス制御の対策を施す。

8. データ利活用基準

8-1. データの利活用

8-1-1. データ利活用の推進

各データ利活用責任者は、自組織が取得し、保有するデータについて、方針編「2. データ利活用原則」で示したデータ利活用に関する 5 つの原則に則り、信頼できるデータ利活用を通じた価値共創を推進する。

8-1-2. データ利活用の禁止事由

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、次に掲げる事項等に該当する場合、自組織が取得し、保有している来場者等の個人情報を利活用してはならない。

- (1) 来場者等の本人同意（オプトイン）内容又は VPIA や利用規約で示す利用の範囲外となる場合
- (2) 本博覧会に係る各種契約、規程及びガイドライン等の遵守違反又はそのおそれがある場合
- (3) 日本の個人情報保護法、その他日本国内の関連法令及び GDPR 等の諸外国制度の遵守違反又はそのおそれがある場合
- (4) 本博覧会の運営に危機的な影響を及ぼすおそれがある場合（電気系・情報インフラへの重大な影響等）

8-2. データ提供に関するオプトイン取得の基準

8-2-1. データ提供に関するオプトインの取得の基準

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、来場者等の個人情報を第三者に提供する場合、次に掲げる事項を分かりやすく示した上で、データ提供先のサービスの単位で来場者等の本人同意を取得しなければならない。

- (1) 提供するデータの分類、名称
- (2) データ提供先のサービス名称

- (3) データ提供先での利用目的
- (4) データ提供先の組織情報
- (5) 自組織のサービス利用規約（来場者等の本人同意に基づき、当該サービスからデータ提供することができる全ての組織を一覧等で示すこと）
- (6) 自組織の個人情報取扱規程又はこれに類する規程等、詳細情報へのリンク
- (7) データの開示請求、訂正及び利用停止ができること、それらの方法等、データの提供に関して来場者等に認められる権利
- (8) データを第三国又は国際機関に提供する場合の提供先の国名（それが政府機関であるかどうかを含めて開示すること）及び当該第三国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報、その他当該本人に参考となるべき情報
- (9) 当該データ提供に関し、個人情報の取扱いに関する監督機関の連絡窓口
- (10) その他、開催者が指定する情報（VPIA 結果など簡潔に示した情報、または詳細情報へのリンク）

8-2-2. 親権者の同意取得

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、自組織の提供するサービスに関し、16歳未満の子どもの来場者等の個人情報を第三者に提供しようとする場合、その子どもの親権者から同意を得なければならない。

8-2-3. データ連携基盤のオプトイン管理機能の利用

データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、データ連携基盤により来場者等の個人情報を第三者に提供する場合、来場者個人が万博 ID をキーとして自己の個人情報の流通について管理できるよう、開催者が用意するオプトイン管理機能を利用するものとする。

8-2-4. 例外的なオプトアウト

本博覧会におけるオプトアウト（事後によるデータ提供拒否の申請）方式による来場者等の個人情報の提供については、個人情報保護法で定められた手続に加え、次に定める手続きにより例外適用の承認を得ることを要する。

- (1) データ利活用責任者は、来場者等の個人情報をオプトアウト方式で提供しなければサービス提供に重大な問題等が発生する場合、その正当な理由をデータ利活用統括責任者へ提出し、例外

適用を申請する。

- (2) データ利活用統括責任者は、データ利活用責任者からの例外適用の申請を審査し、必要に応じて開催者の最高情報責任者及び開催者の最高情報セキュリティ責任者等と協議し、承認の可否を判断する。

8-3. データの提供に関する制約事項

8-3-1. データ連携基盤利用データ流通データの二次流通禁止

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、データ連携基盤により取得したデータを、データ連携基盤を利用せずに第三者（業務委託先を除く）に提供してはならない。

8-3-2. データの提供禁止事由

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、次に掲げる場合に該当するときは、データを提供してはならない。

- (1) 来場者等の本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益等に害を及ぼすおそれがある場合
- (2) 自組織又は他の組織（開催者を含む。）の権利利益を著しく損なうおそれがある場合
- (3) 本博覧会に係る各種契約、規程、ガイドライン等の違反又はそのおそれがある場合
- (4) 個人情報保護法等その他日本国内の関連法令及びGDPR等の諸外国制度の違反又はそのおそれがある場合

8-3-3. データの有償提供の原則禁止

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、データ連携基盤利用データ流通において、有償によるデータ提供を行ってはならない。

なお、準データ利活用参加者とのデータ流通に関しては個別の契約による。

8-4. 準データ利活用参加者への提供

8-4-1. 準データ利活用参加者への提供の基準

開催者及びデータ利活用参加者は、データ継承をする場合及び第三者提供及び共同利用に当たら

ない受委託に基づき行う場合を除き、データ連携基盤により取得したデータを準データ利活用参加者へ提供してはならない。

8-4-2. 個別契約事項の取り決め

開催者又はデータ利活用参加者は、準データ利活用参加者へデータを提供する場合は、データの提供に当たり、当該準データ利活用参加者と間で各々が必要な事項を取り決め、データ提供に係る個別の契約を締結する。

8-5. データの提供に関する記録

各データ利活用責任者は、来場者等のデータを提供した場合、次に掲げる事項等を証跡として記録し、データ利活用統括責任者の求めに応じて当該記録を提示できるようにする。

- (1) 提供したデータの分類及び名称
- (2) オプトインの取得時に提示し、同意を得ている利用目的及び利用・保管期間（来場者等の個人情報の場合）
- (3) データを提供した日時
- (4) データの提供先情報
- (5) 万博 ID 等、データを提供した個人を特定できる情報（来場者等の個人情報の場合）
- (6) その他自組織が必要と定める事項

8-6. 保有データの公開

8-6-1. 保有データの公開の判断

自組織で取得し、保有するデータの公開については、各データ利活用責任者が自組織の各種方針等に照らして判断する。公開した後、データ利活用統括責任者が公開を停止することが妥当と判断した場合は、速やかに当該データの公開を停止する。

8-6-2. 公開するデータの制約事項

データの公開における制約事項について、次のとおり定める。

- (1) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、開催者との契約及び各種法令・

制度等に反しない範囲でデータの公開を行う。

- (2) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、来場者等の個人情報及び来場者等の仮名加工情報を公開してはならない。
- (3) 開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、本博覧会の運営に危機的な影響（電気系・情報インフラへの重大な影響等）を及ぼすデータを公開してはならない。

8-6-3. データの公開に係る努力義務

公開するデータについては、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、オープンデータとして、次のいずれの項目にも該当する形で公開するよう努めなければならない。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

9. データ消去・廃棄基準

9-1. 自組織が保有するデータの消去・廃棄

9-1-1. 来場者等の個人情報の消去・廃棄

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、自組織が取得し、保有する来場者等の個人情報について、次の条件に該当する場合、速やかに当該データを消去・廃棄しなければならない。

- (1) 利用目的に明示している目的及び期間が終了した場合
- (2) 来場者等の本人から削除請求が行われた場合
- (3) 開催者からデータ利活用の停止措置処分を受けた場合

9-1-2. 来場者等の仮名加工情報の消去・廃棄

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、自組織が保有する来場者等の仮名加工情報について、次の条件に該当する場合、速やかに当該データを消去・廃棄しなければならない。

- (1) 利用目的に明示している目的及び期間が終了した場合
- (2) 開催者からデータ利活用の停止措置処分を受けた場合

9-1-3. 来場者等の匿名加工情報等の消去・廃棄

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、自組織が保有している来場者等の匿名加工情報、個人関連情報、個人に関係しないデータについて、契約や各種法令に従い、消去・廃棄する。ただし、経済発展に寄与するため、オープンデータとして広く一般に公開することを検討すること。

9-2. データ消去・廃棄に関する記録

各データ利活用責任者は、来場者等の個人情報及び来場者等の仮名加工情報について、自組織の情報セキュリティ規程、セキュリティガイドライン、個人情報取扱規程又はこれらに類する規程及び開催者が指定するセキュリティ基準等に従い、消去・廃棄に当たり消去・廃棄した証跡（消去・廃棄日時、消去・廃棄方法、消去・廃棄責任者名等）を残す対策を施す。

10. データ継承基準

10-1. データ継承

10-1-1. データ継承に係る規定・手順等の整備

各データ利活用責任者は、自組織が保有するデータのデータ継承について必要な規定・手順等を定める。本規程におけるデータ継承については、事業継承によるデータの移管を除いたデータの再提供に関して規定する。

10-1-2. データ継承の対象の選定

各データ利活用責任者は、個人情報取扱規程等の自組織の関連規程並びに個人情報保護法その他日本国内の関連法令及び GDPR 等諸外国の個人情報の保護に関する法令の国籍に配慮して遵守すべき法令・制度を考慮し、データ継承するデータの対象を検討する。

10-1-3. データ継承先の選定

各データ利活用責任者は、データ継承先の選定に際し、対象となるデータ及び各サービスの性格に照らし、自組織を含む適切なデータ継承先を検討する。

10-2. データ継承に関するオプトイン取得の基準

10-2-1. データ継承に関するオプトインの取得

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、来場者等の個人情報及び来場者等をデータ継承する場合、次に掲げる事項等を分かりやすく示した上で、来場者等の本人同意を改めて取得しなければならない。

- (1) データ継承するデータの分類、名称
- (2) データ継承するデータの利用目的
- (3) データ継承するデータの利用及び保管期間
- (4) 来場者等の本人がデータ継承を同意することで受けることのできる利益並びにデータ継承を拒否することで受けることのできない利益及び受ける不利益

- (5) 継承先の個人情報取扱規程又はこれに類する規程等、詳細情報へのリンク
- (6) 継承先の名称、連絡窓口及び DPO 又はこれに準ずる立場にある者の連絡窓口
- (7) データの開示請求、訂正及び利用停止ができること、それらの方法等、データ継承に同意する来場者等の本人に認められる権利
- (8) データを第三国又は国際機関に提供する場合の提供先の国名(それが政府機関であるかどうかも含めて開示すること)及び当該第三国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報、その他当該本人に参考となるべき情報
- (9) 自組織の行うデータ継承に関し、個人データの取扱いに関する監督機関の連絡窓口
- (10) 自組織以外の組織にデータ継承する場合のデータ継承先組織名称

10-2-2. 親権者の同意取得

開催者、データ利活用参加者及び準データ利活用参加者は、16 歳未満の子どもの来場者等の個人情報をデータ継承しようとする場合、その子どもの親権者から同意を得なければならない。

11. 規程違反及び個人データ漏えい等への対応

11-1. 規程に反する行為の報告

各データ利活用責任者は、自組織又は他のデータ利活用参加者において本規程に反する行為を認知した場合、速やかに自組織の規程等で定められた者及びデータ利活用統括責任者へ報告しなければならない。

11-2. 利活用停止措置

開催者の権限において行うデータ利活用停止措置について、次のとおり定める。

- (1) データ利活用統括責任者は、本規程に反する行為を発見又は報告を受けた場合、当該行為を行った組織のデータ利活用責任者に対してデータ利活用を一時停止し、是正することを指示する。なお、提出された各種申請書の内容と実態に著しい相違があった場合、セキュリティに係る違反があった場合又は重大なインシデントが発生した場合、データ利活用統括責任者は当該組織のデータ連携基盤利用データ流通を即時停止することができる。
- (2) 開催者は、データ利活用統括責任者の指導によっても問題が改善されない場合又はデータ利活用責任者が指示に従わない場合、当該違反行為を行った組織に対し、データ利活用の停止を命令する。

11-3. 個人データ漏えい等の報告

各データ利活用責任者は、自組織において個人データ漏えい等の発生、又は発生した恐れのある事態が発覚した場合、速やかにデータ利活用統括責任者並びに自組織の規程等で定められた者及び（2-2. 個人情報の取扱いに関する監督機関の報告）の定めにより報告した個人情報の取扱いを監督する機関へ報告しなければならない。なお、各組織にて当該データの取扱いの全部又は一部を委託する委託先が存在し、委託先において個人データ漏えい等の発生、又は発生したおそれのある場合は、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。ただし、委託先から当該事態が生じた旨を速やかに委託元に通知したときは、この限りではない。

12. 雜則

12-1. 開催者又はデータ利活用統括責任者への報告の期限

本規程に定める開催者又はデータ利活用統括責任者への報告期限については、開催者が別途定め、提示する。

12-2. 開催者、データ利活用参加者間におけるトラブルの対応

開催者とデータ利活用参加者の間、複数のデータ利活用参加者間におけるデータ流通に関するトラブルの対応について、次のとおり定める。

- (1) 開催者・データ利活用参加者間データ流通において問題が生じた場合、原則として当事者のデータ利活用責任者同士で問題の解決にあたる。
- (2) 各データ利活用責任者は、問題の解決に当たり、客観的な意見が必要な場合、開催者に意見を求めることができる。
- (3) データ利活用統括責任者は、データ利活用責任者の求めに応じ、実際のデータ、データ提供仕様及び契約事項等を総合的に確認し、意見する。

お問い合わせ

本ガイドラインの内容に関するお問い合わせは、下記問い合わせ窓口へお願ひいたします。

■各参加者の問い合わせ窓口

- ・ 2025年日本国際博覧会協会 ICT局



公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会